

越前市令和6年度 物価高対策支援給付金のご案内

- この給付金は、国の経済対策に基づき、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい令和6年度住民税非課税世帯を支援する給付金です。
- この給付金を受給するには、**申請手続きが必要**です。

※本給付金における「世帯」とは、**令和6年12月13日時点の住民票上の世帯**を言います。

支給額

①世帯給付

対象1世帯あたり **3万円**

②こども加算

対象児童1人あたり **2万円**

上記の合計額を支給します。

申請期限

令和7年6月30日(月)

【当日消印有効】

支給時期

市が申請を受理した日から
2～3週間後が目安です。

※申請の混雑状況により支給が遅くなる場合があります。

申請手続きの方法

- 同封の「**越前市令和6年度物価高対策支援給付金支給要件確認書**」の記載内容を確認してください。
- 世帯主が「確認書」に必要事項を記入※してください。
※必要に応じて、本人確認書類・口座確認書類の写しをご用意ください。
- 「確認書」を同封の返信用封筒に入れて、市に**返送**してください。
※申請期限までに返送がない場合、本給付金の受給を辞退したものとみなします。

★★★ 詳細は裏面をご覧ください ★★★

越前市ホームページ
では多言語でご覧
いただけます。

主页有多种语言版本。
The homepage is available in multiple languages.
A página inicial está disponível em vários idiomas.
Trang chủ có sẵn bằng nhiều ngôn ngữ.



お問い合わせ

越前市役所 市民福祉部 社会福祉課
電話 **0778-43-5354**

受付時間 8:30～17:15(土日・祝日を除く)
※税情報・個人情報を含むご相談はお受けできません。

①給付の条件(記入前にご確認ください)

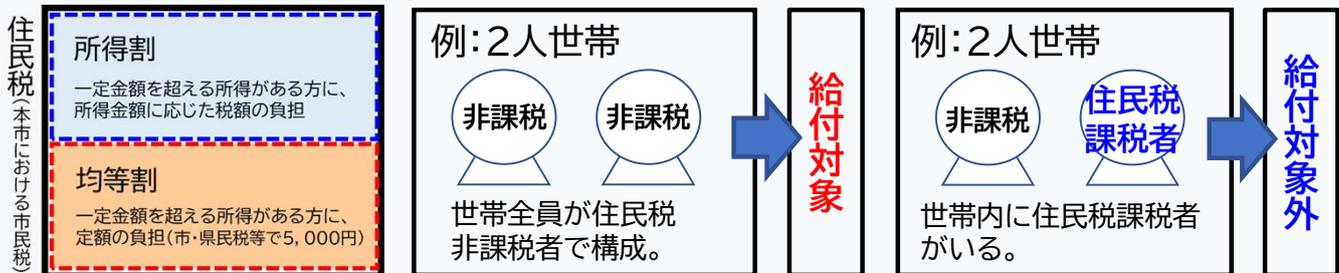
次の全ての条件を満たす世帯が給付対象です。

(1) 世帯全員の令和6年度住民税が非課税であること

…令和6年12月時点では、条件を満たしていることを市で確認しています。
申請時点で課税状況に変更がないかご確認ください。

【給付対象外となる例】

・修正申告等の結果、令和6年度の住民税の所得割が課税になった場合



(2) 令和6年度住民税課税者から世帯全員が扶養を受けている世帯(被扶養者のみで構成される世帯)でないこと

…市内からの扶養:令和6年12月時点で上記内容を満たすことを確認しています。
申請時点で扶養状況に変更がないかご確認ください。

市外からの扶養:家族等に確認する等、世帯にてご確認ください。

【給付対象外となる例】

- ・2人世帯で、2人とも別世帯の息子(住民税課税者)の扶養になっている
- ・親(住民税課税者)に扶養されている一人暮らしの大学生 など

(3) 世帯内に、他の自治体から同様の給付金を受けた者がいないこと

…他の自治体で既に給付を受けている場合は給付対象外となります。

(4) 租税条約による住民税の免除を届け出ている者がいないこと

…外国籍の人がいる世帯においては、特にご注意ください。

②こども加算(児童1人あたり2万円)について

- 世帯内に18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童がいる場合、こども加算の対象として確認書に児童の氏名を記載しています。世帯で扶養していることを確認して申請してください。

※基準日の翌日以降に出生した児童や別世帯にいるが扶養している児童がいる場合は、個別に申請書(様式第2号)による申請手続きが必要です。申請書は、市ホームページからダウンロードまたは窓口(市役所2階社会福祉課または今立総合支所)にて配布しています。

- 給付は世帯主に行いますので、対象児童の実際の扶養者と給付対象者が異なる場合があります。

